

# 第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会事務局運営規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会則第14条第2項の規程に基づき、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 事務局

### (設置)

第2条 事務局は、大分県農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室内に置く。

### (業務)

第3条 事務局は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に関する事務を処理する。

### (組織)

第4条 事務局の組織は、別表第1のとおりとする。

### (職員)

第5条 事務局には次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員

2 前項の職員は、別表第2に掲げる大分県職員をもって充てる。

3 事務局長は、第1項に定める職員のほか、特に必要があると認めるときは、会計年度任用職員等を置くことができる。

### (職務)

第6条 事務局長は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、第5条第1項に掲げる職員（以下「事務局職員」という。）を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を掌理するとともに、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

## 第3章 事務の決裁

### (専決)

第7条 事務局長、事務局次長は、別表第3に掲げる事項について専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、その内容により専決することが適当であると認められるものについては、前項の規定に準じて専決することができる。

### (代決)

第8条 事務局長の専決事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長が代決することができる。

2 前項の規程にかかわらず、重要又は異例に属すると認められるものについては、代決することができない。ただし、事務局長があらかじめ処理の方針を示したものについては、この限りではない。

- 3 事務局次長は、第1項及び第2項の規程により代決した事項について、事後速やかに事務局長へ報告しなければならない。ただし、定例または軽易なものについては、この限りではない。

#### 第4章 文書 (文書の管理)

第9条 実行委員会の文書の管理については、別に定める。

#### 第5章 公印 (公印)

第10条 事務局で使用する公印の名称、寸法、ひな型及び書体は別表第4のとおりとする。

- 2 前項に定める公印の管守者は、事務局長とする。
- 3 この章に定めるもののほか、公印の取扱いに関しては、大分県公印規程（昭和52年大分県訓令第6号）を準用する。

#### 第6章 服務及び旅費 (服務)

第11条 事務局職員にかかる服務については、大分県職員服務規程（昭和31年大分県訓令第11号）の例による。

#### (旅費)

第12条 事務局職員が実行委員会の用務のために行う旅行に関する旅費の額及びその支給方法については、職員等の旅費に関する条例（昭和26年大分県条例第28号）の例による。

- 2 事務局職員以外の者へ、実行委員会業務のために旅行を依頼したときは、費用弁償として、実行委員会から旅費を支給することができる。
- 3 前項の規定による旅費の額は、大分県職員の例による。

#### 第7章 財務及び会計 (財務及び会計)

第14条 実行委員会の財務及び会計については、別に定める。

#### 第8章 補則 (補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

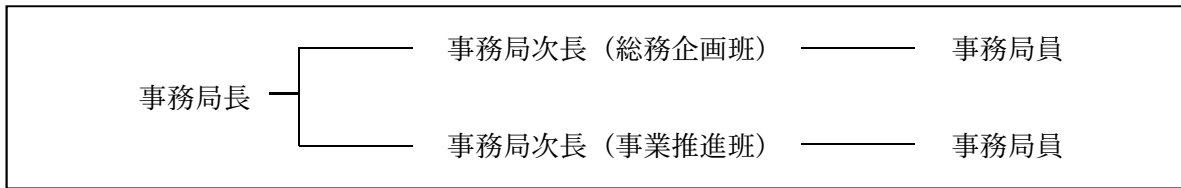
#### 附則

この規程は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会設立の日から施行する。

#### 附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）



別表第2（第5条関係）

事務局職名	大分県職員としての職名
事務局長	農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室室長
事務局次長	農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室総務企画班総括 農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室事業推進班総括
事務局員	農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室職員

別表第3（第7条関係）

区分	専決事項
事務局長	1 実行委員会の収入及び支出に関すること 2 予備費の使用に関すること 3 諸規程の制定及び改廃に関すること。 4 入札の執行に関すること 5 文書の管理に関すること 6 物品の管理に関すること 7 金銭の保管に関すること 8 重要な照会、依頼、回答、通知、報告、諮問、進達、副申、申請等に関すること 9 その他重要な事務に関すること
事務局次長	1 事務局長の専決事項のうち、簡易又は定例的な事項に関すること 2 その他重要な事務以外の事務に関すること。

別表第4（第11条関係）

名称	寸法	ひな型	書体
第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会長印	方 3 0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             第43回全国              豊かな海づく              り大会大分県              実行委員会              会 長 之 印           </div>	てん書体
第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会事務局長印	方 2 7	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             第43回全国              豊かな海づく              り大会大分県              実行委員会              事務局長之印           </div>	てん書体